

一、最新中国法令

● 最高人民法院关于审理预付式消费民事纠纷案件适用法律若干问题的解释

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释〔2025〕4号

【发布日期】2025-03-14

【实施日期】2025-05-01

【内容提要】该司法解释共 27 条，就适用范围、责任主体认定，合同的解释、效力和解除（规制“霸王条款”），预付款的返还和赔偿责任、“卷款跑路”的责任，经营者提供其控制证据的责任等问题作出规定。最高人民法院同时还发布了 [6 件涉预付式消费典型案例](#)。

- 在零售、住宿、餐饮、健身、出行、理发、美容、培训、养老、旅游等生活消费领域，经营者收取预付款后多次或者持续向消费者兑付商品或者提供服务产生的纠纷适用该解释。
- 收款不退、丢卡不补、限制转卡等“霸王条款”应依法认定无效，约定解决争议方法不合理增加消费者维权成本的“霸王条款”无效。
- 消费者转让预付卡只需通知经营者即对经营者发生效力，消费者自付款之日起七日内有权请求经营者返还预付款本金；等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

最高人民法院关于审理预付式消费民事纠纷案件适用法律若干问题的解释

<https://www.hncourt.gov.cn/public/detail.php?id=200198>

新闻发布会实录

<https://www.chinacourt.org/article/subjectdetail/id/MzAwNCjJMIABAA.shtml>

● 工业和信息化部等 15 部门办公厅（秘书局、办公室、综合司）关于促进中小企业提升合规意识加强合规管理的指导意见

【发布单位】工业和信息化部等 15 部门办公厅（秘书局、办公室、综合司）

【发布文号】工信厅联企业〔2025〕14 号

一、最新中国法令

● 前払式支払手段の民事紛争事案審理の法適用に関する最高人民法院による解釈

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈〔2025〕4 号

【発布日】2025-03-14

【実施日】2025-05-01

【概要】本司法解释は計 27 条から成り、適用範囲、責任主体の認定、契約の解釈、効力及び解除（「一方的で不当な条項」の規制）、前払い金の返還及び賠償責任、「夜逃げ」の責任、事業者の証拠提出責任（自らが掌握している証拠）などについて定めている。また、最高人民法院は、[前払式支払手段に関連する代表的な事例を 6 件列記している](#)。

- 小売、宿泊、飲食、フィットネス、移動、理髪、美容、教育、高齢者介護、観光などの生活消費分野において、事業者が消費者から予め支払われた対価をもとに、商品やサービスを提供する際に生じる紛争に本解釈が適用される。
- 返金不可、カード紛失時の再発行不可、カード譲渡制限など「一方的で不当な契約条項」は法的に無効となり、また、消費者が自己の権益を主張することで、結果的に消費者側に金銭的な負担が増える紛争解決方法を定めた「一方的で不当な契約条項」も無効になる。
- 消費者がプリペイドカードを譲渡する場合、事業者へ通知した時点で事業者に対する効力が発生し、消費者は事業者に対して、支払い日から 7 日間、前払い金の返還を請求する権利を有する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

前払式支払手段の民事紛争事案審理の法適用に関する最高人民法院による解釈

<https://www.hncourt.gov.cn/public/detail.php?id=200198>

記者会見の実況録画

<https://www.chinacourt.org/article/subjectdetail/id/MzAwNCjJMIABAA.shtml>

● 中小企業のコンプライアンス意識向上及びコンプライアンス管理強化に関する工業・情報化部など 15 部門弁公庁（秘書局、事務室、総合司）による指導意見

【発布機関】工業・情報化部など 15 部門弁公庁（秘書局、事務室、総合司）

【発布番号】工信厅联企业〔2025〕14 号

【发布日期】2025-03-13

【内容提要】该意见提出十个重点合规领域，包括劳动用工、财税、产品和服务质量、安全生产、节能环保、知识产权、网络和数据安全、公司治理、国际化经营、供应链等。其中包括：

- 建立和完善劳动用工管理制度，遵守相关就业和用工监管要求，保障员工合法权益；按规定提取职工教育经费，60%以上用于一线职工。
- 制定实施数据安全合规管理制度，加强对数据的分类分级和权限管理，加强人员管理和技术控制，履行重要数据识别备案、分级防护、风险评估等责任义务，防范并及时应对和处理数据泄露、篡改、丢失事件；重点梳理向第三方输出、共享、委托、提供数据，从第三方接受数据，处理个人信息及跨境传输数据等活动中的合规要求和风险，落实特定类型信息收集与使用合规义务，保护企业数据及个人信息安全。

【法令全文】请点击以下网址查看：

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/yj/art/2025/art_ab58112ddea44edeb2f45dd2afb7e583.html

● [国家互联网信息办公室等四部门关于印发《人工智能生成合成内容标识办法》的通知](#)

【发布单位】国家互联网信息办公室等四部门

【发布文号】国信办通字〔2025〕2号

【发布日期】2025-03-14

【实施日期】2025-09-01

【内容提要】符合《互联网信息服务算法推荐管理规定》、《互联网信息服务深度合成管理规定》、《生成式人工智能服务管理暂行办法》规定情形的网络信息服务提供者开展人工智能生成合成内容标识活动，应当符合该办法的相关要求。

人工智能生成合成内容标识主要包括显式标识和隐式标识两种形式

- 人工智能生成合成内容，是指利用人工智能技术生成、合成的文本、图片、音频、视频、虚拟场景等信息。

【发布日期】2025-03-13

【概要】本意见では、労働雇用、財政・税務、製品及びサービスの質、安全生産、省エネ・環境保護、知的財産権、ネットワーク・データセキュリティ、コーポレートガバナンス、グローバル経営、サプライチェーンなどの分野(計10分野)に重点を置き、コンプライアンス強化に取り組むとしている。具体的には、以下のものが含まれる。

- 労働雇用管理制度を整備し、就業・雇用監督管理ルールを遵守し、従業員の適法権益を保障する。また、従業員教育経費を規定に従い計上し、その60%以上を現場従業員のために使用する。
- データセキュリティコンプライアンス管理制度を制定・実施し、データの分類・等級別及び権限管理を強化し、人員管理と技術的制御を強化し、重要データの識別・届出、等級別保護、リスク評価などの責任義務を履行し、データ漏洩、改ざん、紛失などの予防体制の整備、及び事故発生時の迅速な対応を行う。第三者へのデータの伝送、共有、委託、提供、第三者からのデータ受領、個人情報の取扱い、データの越境伝送などの活動におけるコンプライアンスルールとリスクを重点的に整理し、特定の情報の収集と使用に関するコンプライアンス義務を履行し、企業のデータと個人情報を守る。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/yj/art/2025/art_ab58112ddea44edeb2f45dd2afb7e583.html

● [「AI によって生成された合成コンテンツの識別\(ラベリング\)弁法」に関する国家インターネット情報事務局など4部門による通知](#)

【発布機関】国家インターネット情報事務局など4部門

【発布番号】国信弁通字〔2025〕2号

【発布日】2025-03-14

【実施日】2025-09-01

【概要】「インターネット情報サービスアルゴリズム推奨管理規定」、「インターネット情報サービス高度な合成管理規定」、「生成式 AI サービス管理暫定弁法」所定の状況に当てはまるインターネット情報サービス提供者は、AI によって生成された合成コンテンツの識別(ラベリング)を本弁法の規定に即した方法で実施する必要がある。

AI によって生成された合成コンテンツの識別(ラベリング)には、明示的識別と暗黙的識別の2種類がある

- AI によって生成された合成コンテンツとは、AI 技術を利用して生成、合成されたテキスト、画像、音声、映像、バーチャルのシーンなどの情報を指す。

<ul style="list-style-type: none"> 显式标识,是指在生成合成内容或者交互场景界面中添加的,以文字、声音、图形等方式呈现并可以被用户明显感知到的标识。 隐式标识,是指采取技术措施在生成合成内容文件数据中添加的,不易被用户明显感知到的标识。
配套国标和指南 <ul style="list-style-type: none"> 《网络安全技术 人工智能生成合成内容标识方法》(GB 45438-2025) 《网络安全标准实践指南——人工智能生成合成内容标识 服务提供者编码规则》(网安秘字〔2025〕29号)

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.cac.gov.cn/2025-03/14/c_1743654684782215.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务,请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果无法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- [法答网精选问答\(第十七批\)——民法典合同编通则专题](#)

日前,最高人民法院发布[法答网精选问答\(第十七批\)——民法典合同编通则专题](#)。本批共包括四组问答,涉及以下问题:

- 违反预约合同的违约责任应如何界定?
- 债权人代位权诉讼中,相对人能否向债务人履行债务?
- 债权人行使撤销权是否应以生效的法律文书确认其债权为前提?
- 当事人起诉主张解除合同后撤诉,又再次起诉主张解除合同,合同解除时间如何确定?原告起诉解除合同,后变更诉讼请求为继续履行,被告主张合同在起诉状副本送达时解除,应否支持?

(里兆律师事务所 2025年03月14日编写)

<ul style="list-style-type: none"> 明示的識別とは、生成された合成コンテンツまたはインタラクティブシーンのインターフェースに追加され、テキスト、音声、画像などの形で表示され、ユーザーが明確に認識できるものを指す。 暗黙的識別とは、技術的手段を採用することで生成された合成コンテンツのファイルデータに追加され、ユーザーが明確に認識することが容易でないものを指す。
関連する国家標準及びガイダンス <ul style="list-style-type: none"> 「ネットワークセキュリティ技術 AI によって生成された合成コンテンツの識別方法」(GB 45438-2025) 「ネットワークセキュリティ標準実践ガイダンス——AI によって生成された合成コンテンツの識別 サービス提供者のコーディング規則」(網安秘字〔2025〕29号)

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.cac.gov.cn/2025-03/14/c_1743654684782215.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- [「法律相談・交流サイト」に寄せられた質疑応答のうち、参考になる事例\(第十七弾\)——民法典契約編通则に関する話題](#)

先頃、最高人民法院は、「[法律相談・交流サイト](#)」に寄せられた質疑応答のうち、参考になる事例(第十七弾)——[民法典契約編に関する話題](#)を掲載し、4つの事例の質疑応答内容を紹介している。

- 予約契約違反の違約責任はどのように定義されるか。
- 債権者代位権訴訟において、相手方は、債務者に対して債務を履行することが可能か。
- 債権者が取消権を行使する際、有効な法律文書による債権確認が必要か。
- 当事者が契約解除を求めて訴訟を提起し、その後訴訟を取り下げ、再度契約解除を求めて提訴した場合、契約解除の時期はどのように確定されるか。原告が契約解除を求めて提訴し、その後訴訟請求を履行継続に変更し、被告が訴状副本送達時の契約解除を主張した場合、支持されるか。

(里兆法律事務所が、2025年3月14日付で作成)

三、里兆解读

● [解读中国新增值税法的亮点](#)

内容提要

2024年12月25日，全国人大常委会通过并发布《中华人民共和国增值税法》（以下简称“增值税法”），该法将自2026年01月01日起施行。相较现行适用的增值税暂行条例¹、实施细则²、财税36号文³等规定，增值税法在诸多规定上进行了更新、调整。本文将重点解读增值税法相较现行规定的几大亮点。

正文

1. 突出增值税应税交易的“有偿性”“销售行为”特点

相较现行规定（请参见本文附表一），增值税法中以“应税交易”替代现行规定中的“应税销售行为”。应税交易“有偿性”“销售行为”的特点，是对现行规定中分散体现“销售行为”“有偿”特点的综合表述，更加简洁明了。同时，应税交易“有偿性”“销售行为”的特点，是判断是否产生增值税的前提，在此基础上也对增值税法第五条无偿但视同有偿的“视同应税交易”，以及第六条有偿但不征税的“不属于应税交易”这些例外情况的判断范围产生影响。

此外，增值税法中不再单独考虑“加工、修理修配劳务”的情形，而是将其并入“服务”范畴，以加工、修理修配服务进行体现，具有更高的凝练性，增值税的征税范围进一步明晰。

2. 明确境内应税交易的情形

相较现行规定（请参见本文附表二），增值税法对境内发生应税交易的情形进行重新整合，表述上更加简洁、精准。其中：

- 1) 增值税法新增了销售金融商品的应税交易情形判定。

¹ 指《中华人民共和国增值税暂行条例》（2017年修订）。

¹ 「中華人民共和國增值稅暫定條例」(2017年改正)を指す。

² 指《中华人民共和国增值税暂行条例实施细则》（2011年修订）。

² 「中華人民共和國增值稅暫定條例實施細則」(2011年改正)を指す。

³ 指《财政部、国家税务总局关于全面推开营业税改征增值税试点的通知》（财税[2016]36号），其中部分条款后被其他法规进行修订。

³ 「營業稅から增值稅への一本化試行改革の全面的推進に関する財政部、國家稅務總局による通知」(財稅[2016]36号)を指す。そのうちの一条項は、その後、他の法令によって改正された。

三、里兆解説

● [中国の改正増値税法の注目すべき点を読み解く](#)

概要

2024年12月25日に、全国人民代表大会常務委員会が「中華人民共和國增值稅法」(以下「增值稅法」という)を公布し、同法は2026年1月1日から施行される。現行の增值稅暫定條例¹、實施細則²、財稅36号文³などの規定と比べ、增值稅法は多くの規定を更新し調整した。本稿では、現行規定と比較しながら、增值稅法において、特に注目すべき点を読み解く。

本文

1. 增值稅課稅取引の「有償性」「販売行為」という特徴の強化

現行規定（本稿附表一をご参照）と比べ、現行規定における「課稅販売行為」という表現を、增值稅法では、「課稅取引」という表現に置き換えている。課稅取引という表現はそれ自体、「有償性」「販売行為」という特徴を持ち（即ち、現行規定においては、散在していた「販売行為」「有償」の特徴を「課稅取引」の一言で表した形になっている）、さらに明瞭簡潔な表現になっている。また、課稅取引の「有償性」「販売行為」の特徴は、增值稅が発生するかどうかを判断する上での前提であり、さらに、增值稅法第五条における、無償であるが有償とみなされる「みなし課稅取引」、及び第六条の有償であるが税金徴収対象としない「課稅取引に該当しない」という例外状況の判断範囲について、影響をもたらすものである。

また、增值稅法では、「加工、修理・組立役務」を他の增值稅課稅項目と並列的關係で扱うのではなく、それらを併せて「サービス」の範囲に組み入れ、加工、修理・組立サービスとの位置づけになっており、增值稅の課稅範囲のさらなる簡素化、明確化が図られている。

2. 域内課稅取引に該当する状況の明確化

現行規定（本稿附表二をご参照）と比べ、增值稅法では、域内で発生する課稅取引の状況を整理し統合し、さらに簡潔で正確な表現にしている。具体的には、以下の通りである。

- 1) 增值稅法では、金融商品の販売について、課稅取引の該否に関する判定を追記している。

- 2) 同时, 增值税法对销售其他服务、无形资产(除不动产、自然资源、金融商品之外; 本条含义相同) 应交增值税的情形, 明确为“服务、无形资产在境内消费”, 或者“销售方为境内单位和个人”。相较此前财税 36 号文中“销售方或购买方在境内”辅之以完全在境外发生或使用的排除性规定, “境内消费”体现了其他服务、无形资产使用方面的属地性原则, 从该角度, 对于境外主体提供的其他服务、无形资产, 只要该服务、无形资产是在境内消费、使用的, 即应缴纳增值税。“境内消费”的规定该将更好的判断其他服务、无形资产相关的交易行为是否需要在境内缴纳增值税。

3. 视同应税交易的情形调整

对于视同应税交易(现行规定中的表述为视同销售)的情形, 相较现行规定(请参见本文附表三), 增值税法进行了高度精简, 只规定了 3 种情形, 其中还新增了单位和个人无偿转让金融商品的情形。对此, 我们简要说明如下:

- 1) 单位和个人无偿转让无形资产、不动产的, 视同应税交易, 不再考虑“用于公益事业或者以社会公众为对象的”除外情形。
- 2) 货物交付代销、总分机构跨县市移送用于销售, 未纳入视同应税交易的范围, 这对于相关交付、移送本身即按照销售进行处理的企业而言并不产生实际影响, 也能极大提高货物销售流转的速度, 但实务中是否会产生货物流转与发票流转不匹配、不同地税务部门税收征管的冲突等问题, 还需关注后续是否有进一步的细则等规定出台, 以及实务中的征管变化。
- 3) 单位和个体工商户无偿提供服务未纳入视同应税交易范围, 目前初步判断该情形将不再涉及增值税。增值税法施行后, 企业之间的无偿资金拆借、无偿租赁设备、无偿租赁不动产等活动, 可能将无需缴纳增值税。该方面, 我们建议关注后续是否有进一步的细则等规定出台, 以及实务中的征管变化。
- 4) 对于自产、委托加工或者购进的货物用于投资

- 2) また、増値税法では、その他のサービス、無形資産(不動産、自然資源、金融商品を除く。本条では同じ意味を有する)の販売に関して、増値税を課税する状況を、「サービス、無形資産が域内で消費される」、又は「販売者が域内の組織及び個人である」とを明確にした。「販売者又は購入者が域内にいる」との規定に、完全に域外で発生し、又は使用されるという除外規定を加える形で定められている。财税 36 号文と比べ、「域内で消費される」という記載は、その他のサービス、無形資産の使用に関して、属地主義の原則を採用していることがわかる。この観点から、域外主体から提供されるその他のサービス、無形資産については、当該サービス、無形資産が域内で消費され、使用されるのであれば、増値税を納付しなければならない、ということになる。「域内で消費される」との規定によって、その他のサービス、無形資産に係る取引行為について、中国にて増値税を納付する必要性をより明確な判断基準をもって判断することが可能になっている。

3. 課税取引とみなされる状況を調整している

課税取引とみなされる(現行規定では、「販売とみなされる」と記載している)状況について、現行規定(本稿附表三をご参照)と比べ、増値税法では、かなり簡素化されており、3つの状況のみになっており(そのうち、組織及び個人が金融商品を無償で譲渡する状況が新たに追加された)。これらについては、以下の通り簡潔に説明する。

- 1) 組織及び個人が無形資産、不動産を無償で譲渡する場合、課税取引とみなされ、「公益事業の目的であり、又は社会大衆を対象とした」という除外状況を考慮する必要がなくなった。
- 2) 物品の販売代理店への引渡し、本部・支店の間で販売を目的とした、県・市の枠を跨いだ移管は、みなし課税取引の範囲に組み入れられていない。これは、引渡し、移管を販売として扱っている企業に対して、実質的影響をもたらすことなく、物品販売の流通の大幅なスピードアップにもつながる。しかし、実務では、物品の流れと発票の流れがマッチしないことや、各地の税務部門で税収徴収管理上取扱い方法が異なるなどの問題が起こりうるため、この点については、今後、さらなる細則規定の公布、また、実務上の徴収管理の取扱い方法に注意を払っておく必要がある。
- 3) 組織及び個人事業主による無償でのサービス提供は、みなし課税取引の範囲に組み入れていない。今後、当該状況については、恐らく増値税を納付する必要がなくなるであろうと考えられる。増値税法施行後、企業間の無償での資金貸借、無償での設備貸借、無償での不動産貸借などにあたって、増値税を納付する必要がなくなるであろうと思われる。この点については、今後、さらなる細則規定の公布、また、実務上の徴収管理の取扱い方法に注意を払っておくことが望ましいと思われる。
- 4) 自社で生産し、加工を委託し、又は購入した物品

或者分配的情形，目前初步判断该情形将不再涉及增值税。对此，有观点认为货物一旦用于“投资”或“分配”，本身即符合有偿转移货物所有权的应税交易特点，属于应缴增值税的情形，无需“视同应税”。该方面，我们建议关注后续是否会有进一步的细则等规定出台，以及实务中的征管变化。

4. 不属于应税交易的情形调整

对于不属于应税交易的情形，相较现行规定（请参见本文附表四），增值税法新增“依照法律规定被征收、征用而取得补偿”这一事项不征收增值税的规定。同时，对于现行规定中“单位或者个体工商户为聘用的员工提供服务的行为”“被保险人获得的保险赔付”“代收的住宅专项维修资金”以及“资产重组过程中涉及的不动产、土地使用权转让行为”等情形，增值税法中并未明确此类情形是否需要征收增值税。对此，我们建议关注后续是否会有进一步的细则等规定出台，以及实务中的征管变化。

5. 进项税额不得抵扣的情形调整

相较现行规定（请参见本文附表五），增值税法中对进项税额不得抵扣的情形进行缩减，并在用语上高度简练，“非正常损失项目对应的进项税额”就涵盖了包括 36 号文附件 1 第二十七条规定中的（二）（三）（四）（五）等多种情形。目前，仅从增值税法规定来看，购进的贷款服务（包括与贷款直接相关的投融资顾问费、手续费、咨询费等费用）的进项税额未列入不得抵扣的情形中，将来极大可能会被允许抵扣；而对于购进的餐饮服务、居民日常服务、娱乐服务对应的进项税额不能抵扣的情形，增加了购进后“直接用于消费”的限定，但对于是否“直接用于消费”可能会存在纳税人与主管税务机关理解上的不同；此外，“国务院规定的其他进项税额”，仍为其他进项税额不得抵扣情形的纳入留有余地。

6. 其他方面，增值税法还主要进行了如下方面的明确、调整

- 1) 吸收现有规定⁴，在增值税法中首次明确小规模纳税人是指年应征增值税销售额未超过五百万元的纳税人。同时明确“根据国民经济和社会发展的需要，国务院可以对小规模纳税人的标

进行投资又は配当に用いる状況については、増値税を納付する必要がなくなるであろうと考えられる。しかし、物品を「投資」又は「配当」に用いること自体、物品の所有権を有償で移転するという課税取引の特徴に合致しており、増値税課税の状況に該当するため、「みなし課税」扱いする必要がない、との見方もある。この点については、今後、さらなる細則規定の公布、また、実務上の徴収管理の取扱い方法に注意を払っておくことが望ましいと思われる。

4. 課税取引に該当しない状況が調整されている

課税取引に該当しない状況に関して、現行規定（本稿附表四をご参照）と比べ、増値税法において、「法律規定に基づく収用又は徴用により取得した補償金」について増値税を徴収しない旨の規定が追加されている。また、現行規定における「組織又は個人事業主が雇用する従業員のためにサービスを提供する行為」「被保険者が取得した保険金」「代理で徴収した住宅修繕専門資金」及び「資産再編の過程において、係る不動産、土地使用权を譲渡する行為」などについては、増値税法では、増値税徴収の要否が明確にされていない。この点については、今後、さらなる細則規定の公布、また、実務上の徴収管理の取扱い方法に注意を払っておくことが望ましいと思われる。

5. 仕入税額を控除してはならない状況が調整されている

現行規定（本稿附表五をご参照）と比べ、増値税法において、仕入税額を控除してはならない状況の表現が簡素化されており、「非正常損失項目に対応する仕入税額」に、36号文の別紙1の第二十七条に定める（二）（三）（四）（五）など複数の状況が含まれる形になっている。現在、増値税法の規定をみる限りでは、購入した貸付サービス（貸付と直接関係する投資・融資に係る相談料、手数料、コンサルティング料金などの費用を含む）の仕入税額は、控除してはならない状況として記載されていないことから、将来、控除が認められる可能性が高いと考えられる。購入した飲食サービス、住民向けの日常サービス、娯楽サービスに対応する仕入税額を控除してはならない状況につき、購入後、「直接消費された」という制限をかけているが、「直接消費された」への該当性についての認識が、納税者と主管機関とで異なることがあるだろうと考えられる。また、「国务院が規定するその他の仕入税額」という記載は、仕入税額を控除してはならないその他の状況を盛り込むための余地を残している。

6. 増値税法は主に、以下の点も明確化し、調整している

- 1) 既存規定⁴を踏襲したうえで、増値税法において、「小规模納税者とは、年間増値税課税売上高が五百万元を超えない納税者を指す」とことがはじめて明確にされた。また、「国民経済及び社会発展の

⁴ 《关于统一增值税小规模纳税人标准的通知》（财税[2018]33号）中明确“增值税小规模纳税人标准为年应征增值税销售额500万元及以下”。

⁴ 「増値税小規模納税者基準の統一化に関する通知」(财税[2018]33号)では、「増値税小規模納税者の基準は、年間の増値税課税売上高は500万元及びその以下とする」と明記している。

准作出调整，报全国人民代表大会常务委员会备案”。

- 2) 明确现行增值税税率，同时明确适用简易计税方法的增值税征收率为 3%。虽然如此，但是现行规定中原适用 5%征收率的劳务派遣服务、人力资源外包服务、销售不动产、不动产租赁及土地使用权转让等应税交易，以及减按 2%、1.5%、1%等征收率计税的情形，后续如何适用，还需关注后续进一步的细则等规定的出台，以及实务中的征管变化。
- 3) 明确混合销售行为适用税率的判断标准。相较现行规定，增值税法不再按照发生混合销售行为的主体划分确定缴纳增值税，而是明确按照应税交易的主要业务适用税率、征收率缴纳增值税。
- 4) 销售额定义中不再体现“价外费用”，而是明确为“纳税人发生应税交易取得的与之相关的价款，包括货币和非货币形式的经济利益对应的全部价款”。同时对于“视同应税交易以及销售额为非货币形式的”情形，直接明确为“按照市场价格确定销售额”，而不再按照现行规定中按顺序确定销售额的方式。
- 5) 销售额明显“偏高”且无正当理由情形也被纳入核定销售额的情形。关于核定销售额，暂行条例及税收征收管理法中都只针对“价格明显偏低且无正当理由的”情形（36 号文中对应税行为“价格明显偏高”的情形有初步进行规定），此次增值税法中明确增加销售额明显偏高且无正当理由的情形，对于通过提高售价在关联企业之间多留抵退税，并减少购买方应纳税额的避税行为具有管理意义。
- 6) 增值税法对于当期进项税额大于当期销项税额的部分，在保留了允许结转下期继续抵扣的基础上，增加了可申请退还的规定。即将“增值税留抵退税”纳入法律规定，纳税人可自主选择退税还是结转今后留抵。
- 7) 对于境外单位或者个人在境内发生应税交易行为的，除按照国务院的规定委托境内代理人申报缴纳税款外，一律以购买方为扣缴义务人，不再区分其在境内是否设有经营机构。

必要に応じて、国务院は、小規模納税者の基準を調整することができ、それを全国人民代表大会常務委員会に届出るものとする」ことも明記している。

- 2) 現行の増値税税率を明確にするとともに、簡易課税方法を適用する増値税徴収率は 3%とすることを明確にした。しかし、現行規定において、5%の徴収率を適用していた、労務派遣サービス、人的資源アウトソーシングサービス、不動産販売、不動産賃貸及び土地使用権譲渡などの課税取引、ならびに 2%、1.5%、1%などの徴収率に減じて課税する状況について、今後、どのような適用・運用が行われるかについては、さらなる細則規定の公布、また、実務上の徴収管理の取扱い方法に注意を払う必要がある。
- 3) 混合販売行為の適用税率の判断基準を明確にした。現行規定と比べ、増値税法は、混合販売行為を行った主体を区分し、増値税の納付を確定するのではなく、課税取引の主要業務に従い、税率、徴収率を適用し、増値税を納付することを明確にした。
- 4) 売上高の定義において、「価格外費用」との語句は用いずに、「納税者が課税取引の発生により、これと関連して取得した価格を指し、それには、貨幣及び非貨幣形態の経済的利益に相当する全額を含む」ことを明確にしている。また、「みなし課税取引、及び売上高が非貨幣形態である場合」については、これ以降、現行規定における順番に従い売上高を確定する方法ではなく、「市場価格に基づいて売上高を確定する」ことを直接明確にした。
- 5) 売上高が明らかに「高めである」、且つ正当な理由がない状況も、売上高を査定する状況に組み入れた。売上高の査定に関して、暫定条例及び徴収管理法において、「価格が明らかに低く、且つ正当な理由がない」状況のみを対象としていた（36 号文では、課税行為に関し、「価格が明らかに高めである」状況について、一通り規定が定められている）。今回の増値税法で「売上高が明らかに高めであり、且つ正当な理由がない」との内容が追加されたことは、販売価格の引き上げにより、関連企業間で未控除税額の税還付を多めに受け取り、購入者の課税額を減少させるような租税回避行為を規制するうえで重要な意味を持つものである。
- 6) 増値税法では、当期仕入税額が当期売上税額を超える部分に関して、次期に繰り越して控除することができる規定は残したままで、返還を申請できるとの規定を追加した。つまり、「未控除増値税の税還付」を法律規定として明文化し、納税者は、未控除税額について、税還付を受けるか、あるいは次期に繰り越すかを選択することができるようになっている。
- 7) 域外の組織又は個人が域内で課税取引行為を行った場合、国务院の規定に従い、域内の代理人に委託して納税申告する場合を除き、一律、購入者を源泉徴収義務者とする（即ち、域外の組織又

は個人による域内での経営機構の設置の有無で区分しない。

- 8) 增加了视同应税交易行为的纳税义务发生时间的规定、增加了自然人销售或者租赁不动产，转让自然资源使用权，提供建筑服务时的增值税纳税地点的规定，以及明确了扣缴义务人的增值税纳税地点的规定；缩短了增值税的纳税期限，取消了1日、3日、5日的纳税期限，提高了处理税务事项的效率，减少了纳税人负担；此外，增值税法还增加了税务机关与工业和信息化、公安、海关、市场监督管理、人民银行、金融监督管理等部门建立增值税涉税信息共享机制和工作配合机制的规定；等等。

- 8) みなし課税取引行為の納税義務発生時点に関する規定、自然人による不動産の販売又は賃貸、自然資源使用権の譲渡、建築サービスの提供の場合における増値税納税場所に関する規定を追加し、源泉徴収義務者の増値税納税場所に関する規定を明確にし、増値税の納税期限を短縮し、1日、3日、5日の納税期限を廃止し、税務手続きの処理効率を向上させ、納税者の負担が軽減されている。また、増値税法は、税務機関と工業・情報化、公安、税関、市場監督管理、人民銀行、金融監督管理などの部門とともに、増値税関連情報共有及び作業連携体制を整えていく旨の規定などが追加されている。

结语

作为增值税的基本制度，增值税法的出台标志着中国税收法治化迈向新征程。相较于现行增值税税收政策，增值税法更加明确了增值税征收和缴纳的规范化、保护纳税人合法权益的立法目标。学好并用好增值税法，成为企业管理层和社会专家学者的必备功课。我们也将密切关注增值税法的后续实施，并期待与增值税法配套的相关细则制度的问世。

(作者：里兆律师事务所 包巍岳、曾洁)

終わりに

増値税の基本制度たる増値税法の公布をもって、中国税収管理の法治化に向けた新たな一歩が踏み出された。現行の増値税税収政策と比べ、増値税法では、立法的観点から、増値税徴収及び納付の規範化、納税者の合法的な權益の保護という目標がさらに明確にされている。増値税法は、企業の経営陣及び専門家・学者が「把握しておくべき」法律であるといえる。私どもも引き続き増値税法の実施状況に注意を払い、また、増値税法に関連する細則・制度が公布されることを期待している。

(作者：里兆法律事務所 包巍岳、曾潔)

附表：

附表一、突出増値税应税交易的“有償性”“销售行为”特点

现行規定
<p>暫行條例中規定： 第一條 在中華人民共和國境內銷售貨物或者加工、修理修配勞務（以下簡稱勞務），銷售服務、無形資產、不動產以及進口貨物的單位和個人，為增値税的納稅人，應當依照本條例繳納增値税。</p> <p>第四條 除本條例第十一條規定外，納稅人銷售貨物、勞務、服務、無形資產、不動產（以下統稱应税銷售行為），應納稅額為当期銷項稅額抵扣当期進項稅額後的餘額。……</p> <p>實施細則第三條規定： 條例第一條所稱銷售貨物，是指有償轉讓貨物的所有權。</p> <p>條例第一條所稱提供加工、修理修配勞務（以下稱应税勞務），是指有償提供加工、修理修配勞務。單位或者個體工商戶聘用的員工為本單位或者雇主提供加工、修理修配勞務，不包括在內。</p> <p>本細則所稱有償，是指從購買方取得貨幣、貨物或者其他經濟利益。</p>

附表

附表一、増値税課税取引の「有償性」「販売行為」という特徴の強化

现行規定
<p>暫定條例の規定： 第一條 中華人民共和國の域内で物品又は加工、修理組立役務（以下、役務という）を販売し、サービス、無形資産、不動産及び輸入物品を販売する組織及び個人は、増値税の納税者であり、本条例に従い、増値税を納付しなければならない。</p> <p>第四條 本条例第十一條の規定を除き、納税者が物品、役務、サービス、無形資産、不動産を販売する（以下、併せて課税販売行為という）場合、課税額は、当期売上税額から当期仕入税額を差し引いた後の残額とする。……</p> <p>實施細則第三條の規定： 條例第一條にいう物品の販売とは、物品の所有權を有償で譲渡することを指す。</p> <p>條例第一條にいう加工、修理組立役務（以下、課税役務という）の提供とは、加工、修理組立役務を有償で提供することを指す。組織又は個人事業主が雇用する従業員は、本組織又は雇用者のために、加工、修理組立役務を提供することは除外とする。</p> <p>本細則にいう有償とは、購入者から貨幣、物品又はその他経済的利益を取得することを指す。</p>

<p>財稅 36 号文附件 1 中規定： 第十条 销售服务、无形资产或者不动产，是指有償提供服务、有償转让无形资产或者不动产，但属于下列非经营活动的情形除外：……</p>
増値税法
<p>第三条 在中华人民共和国境内（以下简称境内）销售货物、服务、无形资产、不动产（以下称应税交易），以及进口货物的单位和个人（包括个体工商户），为增值税的纳税人，应当依照本法规定缴纳增值税。</p> <p>销售货物、服务、无形资产、不动产，是指有償转让货物、不动产的所有权，有償提供服务，有償转让无形资产的所有权或者使用权。</p>

<p>財稅 36 号文の別紙 1 の規定： 第十条 サービス、無形資産又は不動産の販売とは、サービスの有償提供、無形資産又は不動産の有償譲渡をいう。但し、下記非経営活動に該当する状況を除く。……</p>
増値税法
<p>第三条 中華人民共和国の域内（以下、域内という）において、物品、サービス、無形資産、不動産の販売（以下、課税取引という）及び物品を輸入する組織及び個人（個人事業主を含む）は、増値税の納税義務者であり、本法の規定に従って増値税を納付しなければならない。</p> <p>物品、サービス、無形資産、不動産の販売とは、物品、不動産の所有権の有償での譲渡、サービスの有償での提供、無形資産の所有権又は使用権の有償での譲渡をいう。</p>

附表二、明确境内应税交易的情形

附表二、域内課税取引に該当する状況の明確化

現行規定
<p>財稅 36 号文附件 1 中規定： 第十二条 在境内销售服务、无形资产或者不动产，是指： （一）服务（租赁不动产除外）或者无形资产（自然资源使用权除外）的销售方或者购买方在境内； （二）所销售或者租赁的不动产在境内； （三）所销售自然资源使用权的自然资源在境内； （四）财政部和国家税务总局规定的其他情形。</p> <p>第十三条 下列情形不属于在境内销售服务或者无形资产： （一）境外单位或者个人向境内单位或者个人销售完全在境外发生的服务。 （二）境外单位或者个人向境内单位或者个人销售完全在境外使用的无形资产。 （三）境外单位或者个人向境内单位或者个人出租完全在境外使用的有形动产。 （四）财政部和国家税务总局规定的其他情形。</p> <p>实施细则第八条規定： 条例第一条所称在中华人民共和国境内（以下简称境内）销售货物或者提供加工、修理修配劳务，是指： （一）销售货物的起运地或者所在地在境内； （二）提供的应税劳务发生在境内。</p>
増値税法
<p>第四条 在境内发生应税交易，是指下列情形： （一）销售货物的，货物的起运地或者所在地在境内； （二）销售或者租赁不动产、转让自然资源使用</p>

現行規定
<p>財稅 36 号文の別紙 1 の規定： 第十二条 域内でサービス、無形資産又は不動産を販売することとは、次の通りである。 （一）サービス（不動産の賃貸を除く）又は無形資産（自然资源使用权を除く）の販売者又は購入者が域内にいる。 （二）販売又は賃借する不動産が域内に位置する。 （三）販売する自然资源使用权の自然资源が域内に位置する。 （四）財政部及び国家稅務總局が規定するその他の状況。</p> <p>第十三条 下記状況は、域内でのサービス又は無形資産の販売に該当しない。 （一）域外組織又は個人が、域内組織又は個人に対し、完全に域外で発生するサービスを販売した場合。 （二）域外組織又は個人が、域内組織又は個人に対し、完全に域外で使用される無形資産を販売した場合。 （三）域外組織又は個人が、域内組織又は個人に対し、完全に域外で使用される有形動産を賃貸した場合。 （四）財政部及び国家稅務總局が規定するその他の状況。</p> <p>实施细则第八条の規定： 条例第一条にいう、中華人民共和国域内（以下「域内」という）において物品を販売し、又は加工、修理・組立役務を提供することとは、次の通りとする。 （一）販売した物品の仕出地又は所在地が域内にあること。 （二）提供した課税役務が域内に発生したこと。</p>
増値税法
<p>第四条 域内で発生する課税取引とは、以下の状況を指す。 （一）物品販売の場合、物品の仕出地又は所在地が域内にある。 （二）不動産の譲渡又は賃貸、自然资源使用权の譲</p>

<p>权的，不动产、自然资源所在地在境内；</p> <p>（三）销售金融商品的，金融商品在境内发行，或者销售方为境内单位和个人；</p> <p>（四）除本条第二项、第三项规定外，销售服务、无形资产的，服务、无形资产在境内消费，或者销售方为境内单位和个人。</p>

<p>渡の場合、当該不動産、自然资源の所在地が域内にある。</p> <p>（三）金融商品販売の場合、金融商品が域内で交付される、又は販売者が域内の組織又は個人である。</p> <p>（四）本条第二号、第三号の規定を除き、サービス、無形資産の販売の場合、サービス、無形資産が域内で消費される、又は販売者が域内の組織又は個人である。</p>
--

附表三、视同应税交易的情形调整

附表三、課税取引とみなされる状況が調整されている

现行規定
<p>财税 36 号文附件 1 第十四条規定： 下列情形视同销售服务、无形资产或者不动产：</p> <p>（一）单位或者个体工商户向其他单位或者个人无偿提供服务，但用于公益事业或者以社会公众为对象的除外。</p> <p>（二）单位或者个人向其他单位或者个人无偿转让无形资产或者不动产，但用于公益事业或者以社会公众为对象的除外。</p> <p>（三）财政部和国家税务总局规定的其他情形。</p> <p>实施细则第四条規定： 单位或者个体工商户的下列行为，视同销售货物：</p> <p>（一）将货物交付其他单位或者个人代销；</p> <p>（二）销售代销货物；</p> <p>（三）设有两个以上机构并实行统一核算的纳税人，将货物从一个机构移送其他机构用于销售，但相关机构设在同一县（市）的除外；</p> <p>（四）将自产或者委托加工的货物用于非增值税应税项目；</p> <p>（五）将自产、委托加工的货物用于集体福利或者个人消费；</p> <p>（六）将自产、委托加工或者购进的货物作为投资，提供给其他单位或者个体工商户；</p> <p>（七）将自产、委托加工或者购进的货物分配给股东或者投资者；</p> <p>（八）将自产、委托加工或者购进的货物无偿赠送其他单位或者个人。</p>
増値税法
<p>第五条 有下列情形之一的，视同应税交易，应当依照本法规定缴纳增值税：</p> <p>（一）单位和个体工商户将自产或者委托加工的货物用于集体福利或者个人消费；</p> <p>（二）单位和个体工商户无偿转让货物；</p> <p>（三）单位和个人无偿转让无形资产、不动产或者金融商品。</p>

现行規定
<p>财税 36 号文的別紙 1 第十四条規定： 下記状況は、サービス、無形資産又は不動産の販売とみなされる。</p> <p>（一）組織又は個人事業主がその他の組織又は個人に対し、サービスを無償で提供する場合。但し、公益事業の目的であり、又は社会大衆を対象とした場合を除く。</p> <p>（二）組織又は個人がその他の組織又は個人に対し、無形資産又は不動産を無償で提供する場合。但し、公益事業の目的であり、又は社会大衆を対象とした場合を除く。</p> <p>（三）財政部及び国家税務総局が規定するその他の状況。</p> <p>实施细则第四条規定： 組織又は個人事業主の下記行為は、物品の販売とみなす。</p> <p>（一）物品をその他の組織又は個人に引渡し、代理販売を行わせること。</p> <p>（二）代理販売の物品を販売すること。</p> <p>（三）2 つ以上の機構を設立し、尚且つ連結決算を実施する納税者は、物品を販売するために、1 つの機構からもう 1 つの機構へ移動すること。ただし、これらの機構は同一の県（市）に設置される場合を除く。</p> <p>（四）自社で生産し又は加工を委託した物品を非増値税課税項目に用いること。</p> <p>（五）自社で生産し又は加工を委託した物品を集団福祉又は個人消費に用いること。</p> <p>（六）自社で生産し、加工を委託し、又は購入した物品を投資として、その他の組織又は個人事業主に提供すること。</p> <p>（七）自社で生産し、加工を委託し、又は購入した物品を株主又は投資者に配当すること。</p> <p>（八）自社生産、委託加工又は購入した物品をその他の組織又は個人に無償で贈与すること。</p>
増値税法
<p>第五条 次のいずれかに該当する場合、課税取引とみなされ、本法規定に従い、増値税を納付しなければならない。</p> <p>（一）組織及び個人事業主が自ら生産し、又は加工を委託した物品を集団福祉、又は個人消費のために使用する。</p> <p>（二）組織及び個人事業主による物品の無償譲渡。</p> <p>（三）組織及び個人による無形資産、不動産又は金融商品の無償譲渡。</p>

附表四、不属于应税交易的情形调整

现行规定
<p>财税 36 号文附件 1 第十条规定： 第十条 销售服务、无形资产或者不动产，是指有价提供服务、有偿转让无形资产或者不动产，但属于下列非经营活动的情形除外：</p> <p>（一）行政单位收取的同时满足以下条件的政府性基金或者行政事业性收费。 1.由国务院或者财政部批准设立的政府性基金，由国务院或者省级人民政府及其财政、价格主管部门批准设立的行政事业性收费； 2.收取时开具省级以上(含省级)财政部门监(印)制的财政票据； 3.所收款项全额上缴财政。 （二）单位或者个体工商户聘用的员工为本单位或者雇主提供取得工资的服务。</p> <p>（三）<u>单位或者个体工商户为聘用的员工提供服务。</u> （四）<u>财政部和国家税务总局规定的其他情形。</u></p> <p>财税 36 号文附件 2 第一条规定： （二）不征收增值税项目： 1.<u>根据国家指令无偿提供的铁路运输服务、航空运输服务，属于《试点实施办法》第十四条规定的用于公益事业的服务。</u> 2.存款利息。 3.<u>被保险人获得的保险赔付。</u> 4.<u>房地产主管部门或者其指定机构、公积金管理中心、开发企业以及物业管理单位代收的住宅专项维修资金。</u> 5.<u>在资产重组过程中，通过合并、分立、出售、置换等方式，将全部或者部分实物资产以及与其相关联的债权、负债和劳动力一并转让给其他单位和个人，其中涉及的不动产、土地使用权转让行为。</u></p>
增值税法
<p>第六条 有下列情形之一的，不属于应税交易，不征收增值税： （一）员工为受雇单位或者雇主提供取得工资、薪金的服务； （二）收取行政事业性收费、政府性基金； （三）<u>依照法律规定被征收、征用而取得补偿；</u> （四）取得存款利息收入。</p>

附表五、进项税额不得抵扣的情形调整

现行规定
<p>36 号文附件 1 第二十七条规定： 下列项目的进项税额不得从销项税额中抵扣： （一）用于简易计税方法计税项目、免征增值税</p>

附表四、課税取引に該当しない状況が調整されている

现行规定
<p>财税 36 号文の別紙 1 第十条の規定： 第十条 サービス、無形資産又は不動産の販売とは、サービスの有償での提供、無形資産又は不動産の有償での譲渡を指す。但し、下記に定める非経営活動に該当するものを除く。 （一）行政組織が徴収する、下記条件を同時に合致する政府基金又は行政事業性質の手数料。 1. 国務院又は財政部の批准を得て設立した政府基金であり、国務院又は省級人民政府及びその財政、価格主管部門の批准を得て設立した行政事業性質の手数料である。 2. 徴収時、省級以上(省級を含む)財政部門の監督のもとで作成された(印刷された)財政証憑を発行する。 3. 代金の全額を財政に上納する。 （二）組織又は個人事業主が雇用する従業員が、本組織又は雇用主に対し、給与を取得するために提供するサービス。 （三）<u>組織又は個人事業主が雇用する従業員のために提供するサービス。</u> （四）<u>財政部及び国家税務総局が規定するその他の状況。</u></p> <p>财税 36 号文の別紙 2 第一条の規定： （二）増値税を徴収しない項目： 1.<u>国の指令に基づき、無償で提供した鉄道輸送サービス、航空輸送サービス、「試行の実施弁法」第十四条規定の公益事業のためのサービス。</u> 2. 預金利息。 3.<u>被保険者が取得した保険金。</u> 4.<u>不動産主管部門、又はそれが指定した機構、積立金管理センター、開発企業及び不動産管理組織が代理で徴収した住宅修繕専門資金。</u> 5.<u>資産再編の過程において、合併、分割、売却、購入などの方式を通じて、現物資産及び自己と関連する債権、負債と労働力の全部又は一部を一括して、その他の組織及び個人に譲渡する際に、係る不動産、土地所有権を譲渡する行為。</u></p>
増値税法
<p>第六条 次のいずれかに該当する場合、課税取引として扱わず、増値税を徴収しないものとする。 （一）従業員が雇用先又は雇用主から賃金、給与を得るために提供するサービス。 （二）行政手数料の徴収、政府ファンド。 （三）<u>法律規定に基づく収用又は徴用により取得した補償金。</u> （四）預金による利息収入の取得。</p>

附表五、仕入税額を控除してはならない状況が調整されている

现行规定
<p>36 号文の別紙 1 第二十七条規定： 下記項目の仕入税額は、売上税額から控除してはならない。 （一）簡易課税方式を適用する課税項目、増値税免</p>

<p>项目、集体福利或者个人消费的购进货物、加工修理修配劳务、服务、无形资产和不动产。其中涉及的固定资产、无形资产、不动产，仅指专用于上述项目的固定资产、无形资产（不包括其他权益性无形资产）、不动产。纳税人的交际应酬消费属于个人消费。</p> <p>（二）非正常损失的购进货物，以及相关的加工修理修配劳务和交通运输服务。</p> <p>（三）非正常损失的在产品、产成品所耗用的购进货物（不包括固定资产）、加工修理修配劳务和交通运输服务。</p> <p>（四）非正常损失的不动产，以及该不动产所耗用的购进货物、设计服务和建筑服务。</p> <p>（五）非正常损失的不动产在建工程所耗用的购进货物、设计服务和建筑服务。</p> <p>纳税人新建、改建、扩建、修缮、装饰不动产，均属于不动产在建工程。</p> <p>（六）购进的贷款服务、餐饮服务、居民日常服务和娱乐服务。</p> <p>（七）财政部和国家税务总局规定的其他情形。</p>
増値税法
<p>第二十二条 纳税人的下列进项税额不得从其销项税额中抵扣：</p> <p>（一）适用简易计税方法计税项目对应的进项税额；</p> <p>（二）免征增值税项目对应的进项税额；</p> <p>（三）非正常损失项目对应的进项税额；</p> <p>（四）购进并用于集体福利或者个人消费的货物、服务、无形资产、不动产对应的进项税额；</p> <p>（五）购进并直接用于消费的餐饮服务、居民日常服务和娱乐服务对应的进项税额；</p> <p>（六）国务院规定的其他进项税额。</p>

<p>除項目、集団福祉又は個人消費の目的で購入した物品、加工・修理・組立役務、サービス、無形資産及び不動産。そのうち、関係する固定資産、無形資産、不動産とは、上記項目に専用する固定資産、無形資産（その他權益性の無形資産を含まない）、不動産のみを指す。納税者の交際接待費は、個人消費に該当する。</p> <p>（二）非正常損失を受けた物品、及び関係する加工・修理・組立役務及び交通輸送サービス。</p> <p>（三）非正常損失を受けた半製品、完成品のために消耗した購入物品（固定資産を含まない）、加工・修理・組立役務及び交通輸送サービス。</p> <p>（四）非正常損失を受けた不動産、及び当該不動産のために消耗した購入物品、設計サービス及び建築サービス。</p> <p>（五）非正常損失を受けた不動産の建築中工事のために消耗した購入物品、設計サービス及び建築サービス。</p> <p>納税者が行う不動産の新築、改築、拡張、修繕、装飾は、すべて不動産の建築中工事に該当する。</p> <p>（六）購入した貸付サービス、飲食サービス、住民向けの日常サービス及び娯楽サービス。</p> <p>（七）財政部及び国家税務総局が規定するその他の状況。</p>
増値税法
<p>第二十二条 納税者の以下の仕入税額は、その売上増値税額から控除してはならない。</p> <p>（一）簡易課税計算方法を適用して計算される仕入税額。</p> <p>（二）増値税の免税品目に対応する仕入税額。</p> <p>（三）非正常損失項目に対応する仕入税額。</p> <p>（四）集団福祉又は個人消費のために購入及び消費された物品、サービス、無形資産、不動産に対応する仕入税額。</p> <p>（五）購入し、且つ直接消費された飲食サービス、住民向けの日常サービス及び娯楽サービスに対応する仕入税額。</p> <p>（六）国务院が規定するその他の仕入税額。</p>

四、近期热点话题

※最近收到咨询及委托较多的话题。
我们可根据贵公司的最新情况提供最佳的解决方案或意见。

- [个人信息保护合规审计](#)
- [职员舞弊等合规案件的调查方法与应对建议](#)
- [依据新《公司法》、《外商投资法》等修改合资合同、公司章程](#)

四、トピックス

※最近ご相談・ご依頼の多い話題です。
貴社の最新状況に則した最適な解決策及びコメントをご提供いたします。

- [個人情報保護適法性監査](#)
- [従業員の不正行為などコンプライアンス案件の調査方法及び対応に関する助言](#)
- [新「会社法」、「外商投資法」等に基づく合併契約、会社定款の修正](#)